

議案第19号

幕別町行政不服審査条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）その他法令で定める審査請求に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の求め)

第2条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- (1) 交付に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料（以下「対象主張書面等」という。）又は交付に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項
- (2) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）
- (3) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について第5条に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨

(交付の方法)

第3条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

- (1) 対象主張書面等の写しの交付にあっては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付
- (2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

(手数料等)

第4条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の条例で定める手数料の額は、無料とする。

2 法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）及び法第78条第1

項に規定する写し又は書面の交付に係る費用の額は、幕別町情報公開条例（平成11年条例第31号）別表に準ずる額とする。

3 町長が特に必要と認める時は、前項に規定する費用の額の全部又は一部を減免することができる。

（送付による交付）

第5条 法第81条第3項の規定において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査関係人は、前条第2項に規定する費用のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。